



# 19年度 住民税の税率が一律10%に —定率減税(7・5%)が廃止—

## 住民税の税率改正

課税所得金額	18年度以前		19年度以降	
	市民税	県民税	市民税	県民税
200万円以下	3%	2%	6%	4%
700万円以下	8% - 10万円			
700万円 超	10% - 24万円	3% - 7万円		

住民税(市民税・県民税)の税率は、本年度から所得の額にかかわらず一律10%(市民税6%・県民税4%)になりました。これに併せて本年分の所得税の税率も、区分が4段階から6段階に改正されています。その内容は左の表のとおりです。

これらの改正後も、1年間の住民税と所得税を合わせた個人

## 所得税の税率改正

課税所得金額	18年分以前	19年分以降
195万円以下	10%	5%
330万円以下		10% - 9万7500円
695万円以下	20% - 33万円	20% - 42万7500円
900万円以下		23% - 63万6000円
1800万円以下	30% - 123万円	33% - 153万6000円
1800万円 超	37% - 249万円	40% - 279万6000円

◎問い合わせ先  
本庁税務課市民税係

の負担額は、所得が変わらなければ基本的に変わりません。しかし、景気回復のために平成11年度からとられてきた定率減税措置の廃止(7・5% ↓ 0%)や個人の収入の増減により、実際の税負担額は変わります。

## 改正の税額への影響と時期

区分	住民税	所得税
給与所得者	19年6月給与天引き分から	19年1月源泉徴収分から
自営業者など	19年6月納付分から	大部分の人が減少 19年分所得(20年2・3月申告分)から
年金受給者	19年6月納付分から	19年2月受給以降の源泉徴収分から

## モデルケース

定率減税の廃止分を含めると、税額がこのように変わります(年額・均等割を含む)

	給与または年金収入	住民税			所得税			負担増減額	
		18年度	19年度	増減	18年分	19年分	増減		
給与所得者の場合	単身者	200万円	3万6900円	7万1500円	3万4600円	5万7600円	3万2000円	△2万5600円	9000円
		400万円	9万4200円	19万5500円	10万1300円	16万9200円	9万4000円	△7万5200円	2万6100円
		600万円	22万5000円	33万5500円	11万5000円	29万5200円	23万5000円	△6万4700円	5万3000円
	夫婦+子ども2人(うち1人は特定扶養親族)	200万円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		400万円	4万2900円	7万5000円	2万7600円	4万4100円	2万4500円	△1万9600円	8000円
		600万円	11万7800円	22万1500円	10万3700円	17万1000円	9万4500円	△7万5600円	2万8100円
年金受給者の場合	65歳以上・単身者	150万円	5000円	5000円	0円	0円	0円	0円	0円
		200万円	1万9300円	3万3500円	1万4200円	2万3400円	1万3000円	△1万400円	3800円
		250万円	4万6000円	7万9500円	3万8900円	6万4800円	3万6000円	△2万8800円	1万1000円
	65歳以上・配偶者が70歳未満	150万円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		200万円	5000円	5000円	0円	0円	0円	0円	0円
		250万円	2万5300円	4万4000円	1万8700円	3万6000円	1万7000円	△1万3600円	5100円

※住民税+所得税の増減額が増えているのは、19年から定率減税が廃止になったことによります。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※65歳以上の人への非課税措置が廃止されたことに伴う経過措置については含めていません。